厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第3条に基づく公表について

E. 以下の事業主については、日本年金機構において所在が確認できていないため、現在も納付勧奨できない状態にあります。
これらの事業主、元役員の所在をご存知の方はお近くの年金事務所までお知らせください。

※「特例納付保険料の額」等は、保険料率改正により変動することがあります。

年金事務所名	事業主の氏名又は名称	事業所所在地	公表年月日	特例納付保険料の額	事案番号
鶴舞年金事務所	有限会社　ユーアイ	愛知県名古屋市	令和6年8月20日	103,568円	東海北陸2300081
大手前年金事務所	企画設計シグマプラン　岩重　芳幸	大阪府大阪市	令和6年10月21日	1,102,125円	近畿2300060
金沢北年金事務所	元谷医院　元谷喜久夫	石川県河北郡高松町	令和6年10月21日	51,196円	東海北陸2300069
浦和年金事務所	浜田卓二郎後援会事務所	埼玉県さいたま市	令和6年12月20日	1,432,341円	関東信越2300083